



広  
報

せとうち

SETOUCHI

# 「ぱしふいっくびいなす」もやって来た！ (太平洋の女神)



2月28日、「きゅら島クルーズ」で「ぱしふいっくびいなす」  
(26,561トン)が「せとうち海の駅」に入港しました。

## 今月の主な記事

### 人口のうごき

平成20年3月1日

総人口 10,656(-7)

男 5,103(-7)

女 5,553(0)

世帯数 5,582(-5)

カッコ内は前月との比較

平成20年度施政方針(No1) ..... P2

「ぱしふいっくびいなす」入港..... P6

平成18年度財政状況について..... P7

**特集** 介護予防を考える ..... P8

諸税納期限・振替・督促日一覧 ..... P10

お知らせ ..... P11

まちの話題 ..... P12

戸籍の窓 ..... P14

発行:瀬戸内町 編集:企画課 ☎0997-72-1111

瀬戸内町ホームページ <http://www.amami-setouchi.org>

瀬戸内町特産品販売組合「ゆりどろ」 <http://www.yuridoro.com>



瀬戸内町長  
房 克臣

### 【はじめに】

平成20年3月瀬戸内町議会定例会が開催されるにあたり、議員各位のご健勝をお喜び申し上げますとともに、町政の発展にご尽力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。

本定例会において平成20年度予算をはじめ、諸案件をご審議していただくにあたり、その施策の概要と町行政運営の基本方針を申し上げます。町民の皆様並びに議員諸賢のご理解とご協力をお願い致します。

平成20年度我が国の経済は、「経済改革の基本方針2007」に基づき、「自立と共生」を基本に、改革への取組みを加速、深化させ、企業部門の好調さが持続することによって、これが家計部門に波及

し、民間需要中心の経済成長が実現することが期待されています。

また、本県の実質経済成長率は、個人消費と公共投資以外は小幅ながらもプラス成長が見込まれていますが、全国に比べると、個人消費が盛り上がりを欠くため、大都市との格差は一段と広がると見られています。

このような中、本町財政も、国と地方の税財源見直しや地方分権の推進、三位一体の改革により、地方交付税の激減による歳入減、少子高齢化に伴う社会保障費の増など、歳入、歳出両面において經常収支が悪化する方向にあります。今後見込まれる歳出の増は財政面に深刻な影響を与えるものであり、大きな試練の時を迎えています。

私は、平成19年6月に第5代瀬戸内町長として就任以来、今日まで、公約に掲げた「創ろう住民参加のまちづくり」を基本理念として町政を推進してきておりますが、自治体運営を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。平成20年度の予算編成にあたっては、必要などころには必要な投資をし、更なる住民福祉の向上に努

力して参ります。しかし、財政的見通しなどを考えますと、今後の行政サービスのあり方も十分に論議を重ねていく必要があると認識しております。

行政としての役割を果たし、また、町の発展を目標としながら持続可能な行政のあり方をさらに追求し、これからの分権型社会にふさわしい対応と体制を構築して参りたいと考えております。これからの町づくりは町民との共生・協働なくしては課題の解決はなしえないものであります。

厳しい財政状況の中ではありますが、町民の皆様並びに議員各位と力を合わせ、自立的発展のできる町づくりを目指して参ります。

### 【国の経済動向について】

平成19年度の我が国の経済は、一部に弱さがみられるものの、景気は回復しています。企業部門の底堅さが持続し、景気回復が見込まれるものの、住宅建設が減少していること等から、回復の足取りが緩やかになると考えられ、金融資本市場の変動や石油価格の高騰等が我が国に与える影響については注視する必要があるとされています。

「平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によれば、平成20年度は、世界経済の回復が

続く中、引き続き企業部門の底堅さが持続するとともに、家計部門が緩やかに改善し、「自立と共生」を基本とした改革への取組みの加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取組み等により、物価が安定し民間需要中心の経済成長になると見込まれています。

### 【本町の経済・財政について】

本町の財政は、三位一体改革による地方交付税及び補助交付金の削減による影響、また、財源補てん可能な基金残高も底をついているため、今後においても、多額の財源不足が生じることは避けられない状況にあります。

地方債残高は減少に転じてきているものの、公債費及び人件費を中心とした義務的経費の構成比は依然と高く、財政の硬直化がますます進む一方、依然回復基調を実感できない地域経済の低迷等、大変深刻な財政危機に直面しており、国・県の歳出削減対策や経済政策を見据えながら、持続可能な財政基盤の建て直しに向けて、これまで以上に取組みを強化し、「自立」する町を構築していかねばなりません。

### 【行財政改革の推進について】

本町の行財政改革については、「集中改革プラン」、「公債費負担

適正化計画」等に沿って計画的に推進しておりますが、自主財源の伸び悩みや地方交付税の減額等の影響により、極めて厳しい財政状況にあります。今後においても、「行財政改革」をより強力に推進し、将来世代に責任を持った行財政運営を行うため、持続的な財政基盤を構築することが急務でありますので、全力をあげて取り組みます。

具体的には、役場の組織のスリム化と併せて職員の削減を確実に進め、本町の財政硬直化の大きな要因であります人件費・公債費等の義務的経費及び投資的経費の削減を図りながら、健全な行財政運営が維持できるよう全力を尽くすとともに、「創ろう住民参加のまち」を基本理念として、「対話と協働」、「情報の共有」、「住民主体の政治」、「ガラス張りの行政運営」をキーワードに安心・安全のまちづくりを積極的に進めて参ります。

また、新瀬戸内町行財政改革大綱（21年度・25年度）につきましても、平成21年度からの次期瀬戸内町長期振興計画との整合性を考慮しながら、これまでの成果の検証も踏まえて、平成20年度中に策定し、さらなる行財政改革を推進して参ります。本町においてもよ

り一層の厳しさと緊張感をもち、今後の行財政運営にあたって参ります。

### 【地域経済の活性化について】

総務省が発表した12月の完全失業率は3.8パーセントと9年9カ月ぶりに3%台を回復し、雇用情勢の改善が明確になってきておりますが、離島である本地域の雇用改善の実現には、相当な年月を要するものと思われず。特に本町では、働く意欲のある若者たちの就職率が低く、高校を卒業しても働く場がないといった現状にあります。そのため、瀬戸内町においても、若者たちは就職先を求め、ふるさとを後にして町外に出て行かざるを得ない状況にあります。

こうした状況を打開し、持続可能な自立的発展をするため、これまでいろいろな方策が提案され、港湾や道路等の社会資本や「せとうち海の駅」等の産業基盤の整備が図られてきました。今後は、昨年完成した総合交流施設「せとうち海の駅」や古仁屋港のバースを活用した大型観光客船の寄港誘致を積極的に進め、大型クルージング観光を推進し、産業振興に繋がっていきます。

また、我が奄美地域には世界遺産級の独自の伝統文化等、他の地



クルーズ客船入港で賑わう古仁屋港

塊世代の受入やU・イターン者対策を進め、移住交流・支援等の対策を強力に推進して参ります。

政府は、地方の元気が日本の力であるとし、地方と都市がともに支え合う「共生」の考え方に基つき、地方の声に耳を傾け、地方の再生に取り組みることとしています。この「地方再生戦略」に基つき、地域の創意工夫や自由な発想の立ち上げを包括的に支援する「地方の元気再生事業」や地域力再生機構の創設等の施策を推進する制度をスタートさせており、地方が自ら考え、実行できる体制の整備に向け、地方自治体に対する一層の権限委譲や地方交付税の特別枠を確保し、重点的に配分を行うとしております。

本町もこのような各種施策等を効果的に活用し、挑戦する意欲を持つ人々が、企業育成・企業立地を行ったり、就職や学習に積極的にチャレンジできるよう、国と一体となって取り組み、地域の活性化を進めていきます。

また本町では、黒糖、キビ酢、蘇鉄、子午の生産をはじめ、真珠養殖・クロマグロ生産等が地域経済をリードしていますので、これらが本町経済全般に波及するよう、さらなる進展を目指して地域

物産の開発や瀬戸内ブランド確立に向け、一昨年包括連携を締結した東京農業大学等と一体となり取り組んで参ります。

### 【奄美群島振興開発特別措置法延長について】

平成20年度で期限切れを迎える奄振法については、県・地元市町村全群島民が連携し一体となつて、今後の5年間の延長に向けての取組みを進めているところであります。今後の流れとしましては、奄美群島振興開発総合調査報告書原案を県が取りまとめ、改正法案の国会審議、法制定という手順になります。

次期奄振法の内容は、「奄美群島の自立的発展に向けた癒しの島づくり」を目的とし、基本方針としては、群島民の創意と工夫に根ざした主体的取組みによる地域の特性を活かした産業の展開、豊かな自然と個性的な文化を活かした観光の展開、人と自然が共生する地域づくり、安らぎとつながりのある生活空間づくり、群島内外との交流ネットワークの形成を図り、奄美・琉球諸島の世界自然遺産登録等の事項からなっております。

これからの5年間は、これまでの計画のような特別措置法の繰り返しでは、奄美の自立的発展は難

しいものがあると思われず。次期奄振法は自立的発展を促すソフト面を重視し、群島民の英知を結集して、少子高齢化、人口減少の進行、国際化、高度情報化等、現在、社会が直面している変革を考慮し、新たな時代の潮流に対応できる視点や発想で、未来を見据えた振興策を図ることが重要であり、これらのことを考慮し、奄振法延長に向けて全力で取り組んで参ります。

### 【瀬戸内町長期振興計画策定について】

今年度は、平成16年度から推進している長期振興計画(後期計画)の最終年度となつており、平成21年度から平成30年度までの10ヶ年計画を策定する年度であります。

現在、地方を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、少子高齢化や人口減少の進行、経済情勢と産業構造の変化、地球規模での環境問題、高度情報化社会の進展、価値観・ライフスタイルの多様化、地方分権の進展などあらゆる面で変革期を迎え、地方公共団体においては「地方行革新指針」を踏まえた公共サービスの見直し等の行政改革が求められており、地方自治体の在り方が問われています。

新長期振興計画の視点・発想を考慮するとき、次期奄振法の目的でもある「奄美群島の自立的発展に向けた癒しの島づくり」を前面に出し、「持続可能な自立的発展のできる町づくり」、「町民と一体となった共生・協働の町づくり」の実現を目指し進めていきたいと思います。新長期振興計画では、平成11年度から平成20年度までに実施、若しくは積み残された各事業全般を評価・検証するとともに、これまで実施されてきた各種事業の再評価をしつつ、これからの時代の潮流を的確に見据えた、多くの主要プロジェクトや創造プログラムを計画し、目指すべき将来目標を明らかにすると共に、その実現に向けた展開方を示していく考えであります。

### 【交通通信基盤の整備について】 (道路の整備)

交通基盤の整備については、住民生活はもとより、町の産業、経済を支える基本的な社会基盤整備であり、道路交通網の整備は最も重要な課題であります。

本町が抱える広域性及び地理的地勢的特殊条件等を踏まえながら、地域の実情に即した道路整備を進めるとともに、事業の重点化やコスト削減を図り、早期に整備

効果が発揮できるよう努めて参ります。

国道については、県が重点施策事業として、現在実施している「国道58号網野子バイパス」事業に係わる「勝浦トンネル」が本年1月に貫通し、平成21年度供用開始予定となっております。当事業を計画的、かつ効率的に進めるため、本体トンネルである「網野子トンネル(仮称)」の早期着工に向け、県と連携して、事業の推進とバイパス全体の早期完成を図って参ります。

県道の整備については、「油井トンネル」、「俵トンネル」の供用開始により、その効果として地域振興はもとより、地域の住民にとっても利便性・安全性、快適性等大きな効果を発揮するものと期待しているところであります。また、昨年12月に「呑之浦トンネル」が貫通し、平成20年度供用開始予定となっております。県道の名瀬～瀬戸内線、曾津高崎線、安脚場～実久線の継続路線について、早期に整備効果が発揮できるよう引き続き努力して参ります。

町道については、補助事業で整備している町道網野子～節子線を引き続き実施し、地域住民の利便性、安全性の確保を図って参り



1月に貫通した勝浦トンネル

ます。また、辺地・過疎対策事業を導入して、継続路線と平成19年度から調査測量設計を進めてきた町道清水2号線の橋梁架替工事に着手いたします。

### (港湾の整備)

港湾整備については、町管理の与路港、加計呂麻港(伊子茂地区)の改修工事を引き続き実施し、平成21年度完成を目標に整備促進して参ります。また、与路港海岸(高潮対策)については、護岸背後の集落民の生命、財産の安全確保を図るため、事業の着手に向け鋭意努力して参ります。

県管理の古仁屋港については、古仁屋漁港で取り扱われている貨物(砂・砂利・採石等)のシフト先として整備された須手地区(港湾施設)の静穏度を確保し、利用

船舶の安全性・利便性の向上を図るため、防波堤の整備を推進して参ります。

### (情報通信の整備)

現在、我が国の情報通信は、インターネット等の情報通信技術が急速に実社会へ普及し、ITによる円滑な社会経済活動や生活面での変革が広く世の中に認知され、必要不可欠な社会インフラとして認識され始めています。

一方、各地方自治体では、2006年発表の「U-Japan構想」に基づき、電子政府・電子自治体等による公共サービスの高度化、地域におけるデジタル・デバイドの課題解消に向けた取り組みが進められており、本格的なICT時代の到来に向けた様々な対応が急がれております。このような時代の要請により、本町も昨年より戸籍情報システムの導入が進められております。

また、このようなICT変革の時代を背景に、情報通信技術やサービスを地域興しの源泉として取り入れ、有効活用するため、「いつでもどこでも、何でも、誰でも」ネットワークの恩恵を実感できる社会の実現に向けた、取組みを進めていますが、離島においては、ブロードバンド化や携帯電話によ

る不感知地区が未だに解消されず、依然として本土との情報格差が生じています。

本町のような外海離島を抱えた条件不利地域では、不採算等の理由によりブロードバンド化が遅れており、地理的なデジタル・デバイドの拡大が懸念されます。誰もが安心、安全に暮らせる地域社会の実現には、情報通信インフラは、なくてはならないものであります。加計呂麻島等の離島を有し台風等の災害発生が多い本町にとっては、情報通信基盤の整備や情報サービスの拡充は益々重要な課題となっております。

本町の産業、医療、教育、企業誘致・企業立地等の各分野における振興発展にITは必要不可欠であります。光ファイバー網の設置要望並びに早期サービスの開始、ADSLエリア網の拡大要望、無線による地域イントラネット等の整備検討を進めて参ります。

携帯電話のエリア拡大については、これまでに移動通信鉄塔整備事業等を導入してエリア拡大に取り組んで参りました。更なるエリア拡大については、NTT等の通信業者へ要望をして参ります。現在の携帯電話のエリアにつきましては、以前よりかなり拡大してい

ますが、今後とも不感知地区の解消に向けて取り組んで参ります。

瀬戸内デジタルテレビ放送中継局が本年6月に完成し、10月に放送開始になります。一部難視聴地域においては、共同受信施設等を改修整備する必要がでてくることと想定されており、その対応については、受益者、町・県・国、放送事業者等と連携を密にして取り組んで参ります。また、地上デジタル放送への完全移行（2011年）に向けてスムーズな移行が行なわれるよう取り組んで参ります。

バス路線については、現在、瀬戸内（名瀬線を「奄美交通」が運行し、町内の路線は本島側の8系統を瀬戸内タクシー、加計呂麻島の9系統を加計呂麻バスが運行しており、地域住民にとつての唯一の生活路線として、また観光地へのアクセス路線の確保という観点からも、大きく寄与しているところであります。

また、県が乗車密度の低い路線のバス補助制度見直しを検討していることについては、加計呂麻島等のような交通不便地域においては、バスが唯一の交通機関であり、従来の補助対象路線確保を強く県へ要望して参ります。また、現状の分析、研究を更に進め、効率性、

採算性、利便性等の向上を図りながら、地域の交通体系の確立と、充実した輸送サービスの提供に努めて参ります。

#### 【防災体制の整備について】

災害、事故、犯罪等から町民の生命と財産を守り、安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが、行政の最も基本的な重要な役割であると考えております。本町において最も災害をもちますもの多くは、台風と梅雨時期を中心とした集中豪雨でありますので、本年度においても居住環境の改善と民生安定を図るため、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業を推進して参ります。

防災体制の整備については、消防施設の整備を年次的に推進し、消防力の強化と地域住民の生命と財産の安全確保を図るため、防災マップを作製し、災害危険個所の掌握・点検の周知徹底や地域住民を組織化した自主防災組織の育成・強化を図りながら、緊急時の避難誘導等が迅速に行われるよう避難体制網の確立を目指して参ります。また、手安地区へリポートの拡張整備についても、奄美群島広域事務組合に要望して参ります。交通安全対策については、警察や関係機関と連携し、街頭指導、

交通安全運動を実施するとともに、飲酒運転の撲滅及び子ども・高齢者の交通事故防止など、広報活動による交通安全意識の普及と高揚を図り、道路の安全点検や交通安全施設の整備を行いながら、交通事故のない地域社会の構築に努めて参ります。また、防犯体制の整備については、犯罪のない安全・安心で明るく住みよい地域社会づくりのため、防犯組織団体と行政が協働して防犯思想の普及活動に努めるとともに、各地区に対する防犯灯設置の補助や犯罪の防止、及び青少年健全育成に努めて参ります。

#### 【産業振興について】

##### （農業の振興）

農業の振興については、農業施策として2本の柱を重点課題として推進して参ります。第1に、本土向けのカボチャ、小菊、たんかん、パッションフルーツ等の重点品目となる農産物の面積拡大と生産額の増大を強力に推進します。

第2に、農産物の地産地消を推進するため、大島地区農産物地産地消協議会と連携して、集落単位の地場野菜作りを実証させ、集落販売所を中心に古仁屋市街地の商店への販売促進を提案し、地産地消の推進を目指します。

換金科目であり重点品目として位置付けられているカボチャ、たんかん、パッションフルーツ、小ギク、肉用牛の生産拡大については、生産施設の拡充や農業機械の導入を図りながら、効率的な生産性を目指して、農家個々の経営改善の向上に積極的に取り組んで参ります。また、営農支援センターを活用し、新規就農者への研修、担い手の育成支援を図るとともに、農家の生産技術、栽培管理技術の向上を図り、重点課題として後継者に引継げる農業経営の確立を推進して参ります。

さとうきびについては、現在稼働中の小型製糖工場の安定操業を目指すため、さとうきび生産農家の栽培管理技術の向上を図るとともに、本土向けの黒糖及びびび酢の販売促進を展開して参ります。

さとうきびの増産を目標に進めて参りました遊休地開拓による「さとうきび生産対策室」は、本年度より「遊休地解消対策室」と名称を改め、さとうきびだけでなく、野菜・果樹及び肉用牛飼料畑も対象とする遊休地開墾に着手し、生産農家の計画的規模拡大に寄与して参ります。

畜産については、高値で推移している子牛生産は、大規模指向農家を重点的に規模拡大を推進し、瀬戸内町の銘柄確立を目指すとともに、小規模生産農家を対象とした生産施設の整備と飼料生産機械の導入を図り、更なる生産拡大を図って参ります。また、肉用牛の人工授精体制の拡充を図るため、民間授精師の育成を強力に推進し、人工授精体制の強化・確立を図って参ります。

節子養豚団地跡地を活用した肉用牛繁殖センターの運営においては、参加希望農家の計画書を厳密に精査し、地域を担う経営体の育成を目指した展開を実施して参ります。養豚については、島内消費を推進するため、子豚生産から肥育までの一貫経営の確立を目指し、経営安定の施策を継続して実施して参ります。

（以下、次号へ続く）



発展が期待される畜産業（子牛セリ市）



船長から花束の贈呈



オーシャンスタッフが船内を案内



## 大型クルーズ客船 「海の駅」入港

## 感動の第2ステージへ！

# 『ぱしふいっくびいなす』 ~きゅら島クルーズ 観光~

(26,561 トン、全長183.4メートル)



特産品もたくさん売れました



海の駅でのマグロ解体ショー



恒例になったフラダンス  
広報せとうち( )



古仁屋八月踊り研究会による八月踊り

2月28日、せとうち海の駅へ大型クルーズ客船「ぱしふいっくびいなす」(全長180メートル、2万6千トン)が入港し、古仁屋海岸壁では、町をあげて歓送迎セレモニーが行われました。神戸を出港し、横浜、鹿児島を経由して、奄美・沖縄の南西諸島を巡る「きゅら島クルーズ」観光客356人を乗せた同船は、力強いホノホシ太鼓の演奏に合わせて、午前8時30分に入港、歓迎式では、房町長や受入協議会の豊会長、船美人の泰良麻衣さんから、尾形民雄船長らに記念品や花束の贈呈がなされました。

下船後、観光客は南大島や加計呂麻半日コースなどのオプショナルツアーに参加し、奄美の自然と文化に触れました。午後には、町民など40人が船内に招待され、プールやダンスホール、レストランなど、12階建ての優雅な船内を見学しました。また、ターミナルビル内では、クロマグロの解体ショーと即売会が行われたほか、特設テントでは黒糖焼酎やきび酢、たんかん、大島紬などの特産品も販売され、観光客は興味深そうに覗き込んでいました。

6時の出港前には、多くの町民が見守るなか、古仁屋八月踊り研究会による八月踊りや子どもたちのフラダンスが披露され、南国ムード溢れる演出に、乗船客からも熱い拍手が送られていました。五色テープが舞う離岸の瞬間には、乗客と町民が互いに手を振り合い、去り行く船内から「ありがとう、また来ます」とマイクで応えるなど、再会を誓う感動の別れとなりました。本町への大型クルーズ客船の入港は、昨年10月の「につぼん丸」に次ぎ、2回目となります。受入れを進めてきた「きゅら島観光受入連絡協議会」の豊隆文会長は、「要望に応じたきめ細かいサービスや特産品の販売向上もあって、満足度も高まってきた。4月の『ふじ丸』入港に向け、特産品や南部観光コースの充実を図り、更に盛り上げていきたい」と語っていました。

# 平成18年度の財政状況(決算)について

平成18年度の瀬戸内町の  
一般会計、特別会計、加入す  
る一部事務組合等の決算状況  
についてお知らせします。

| (百万円)           |                           |                 |
|-----------------|---------------------------|-----------------|
| 標準財政規模<br>* (A) | 臨時財政対策<br>債発行可能額<br>* (B) | 合計<br>(A) + (B) |
| 4,972           | 193                       | 5,165           |

【用語解説】  
標準財政規模  
地方公共団体の標準的な一般財源  
の規模を表す  
臨時財政対策債  
財源不足分を補うため、用途を定め  
ず発行できる起債(借入金)  
形式収支  
歳入総額から歳出総額を引いた額  
実質収支  
歳入総額から歳出総額と翌年度分の  
繰越財源を引いた額で、財政運営が黒  
字か赤字かの判断に用いられる。

## 1 一般会計及び特別会計の財政状況(一般会計と巡回診療(へき地診療所)会計)(百万円)

|            | 歳入    | 歳出    | 形式収支* | 実質収支* | 地方債現在高 | 他会計からの<br>繰入金 | 備考               |
|------------|-------|-------|-------|-------|--------|---------------|------------------|
| 一般会計       | 8,955 | 8,735 | 220   | 220   | 14,239 | 1             | 基金から340百<br>万円繰入 |
| 特別会計       |       |       |       |       |        |               |                  |
| 巡回診療施設特別会計 | 303   | 306   | 3     | 3     | 62     | 53            |                  |
| 普通会計       | 9,205 | 8,988 | 217   | 217   | 14,301 | 1             | 一般+巡回            |

## 2 1以外の特別会計の財政状況(公営企業を含む公営事業会計に係るもの)(百万円, %)

|                          | 総収益<br>(歳入)   | 総費用<br>(歳出)   | <法適用以外><br>形式収支 | 純損益*<br>(実質収支) | 企業債(地方<br>債)現在高 | 他会計からの繰<br>入金 | <法適用企業><br>経常収支比率 | <法適用企業><br>不良債務 | <法適用企業><br>累積欠損金 | 備考     |
|--------------------------|---------------|---------------|-----------------|----------------|-----------------|---------------|-------------------|-----------------|------------------|--------|
| 水道事業会計                   | 170           | 163           | -               | 7              | 1,044           | 0             | 105.0             | 0               | 0                | 法適用企業  |
| と畜場事業特別会計                | (歳入)<br>2     | (歳出)<br>2     | 0               | (実質収支)<br>2    | -               | 1             | -                 | -               | -                | 法非適用企業 |
| 古仁屋港上屋事業特別会計             | (歳入)<br>34    | (歳出)<br>32    | 2               | (実質収支)<br>2    | 31              | -             | -                 | -               | -                | 法非適用企業 |
| 船舶交通事業特別会計               | (歳入)<br>290   | (歳出)<br>337   | 48              | (実質収支)<br>48   | 266             | 30            | -                 | -               | -                | 法非適用企業 |
| 簡易水道事業特別会計               | (歳入)<br>145   | (歳出)<br>250   | 106             | (実質収支)<br>106  | 866             | 32            | -                 | -               | -                | 法非適用企業 |
| 農業集落排水事業特別会計             | (歳入)<br>26    | (歳出)<br>26    | 0               | (実質収支)<br>0    | 243             | 18            | -                 | -               | -                | 法非適用企業 |
| 老人保健特別会計                 | (歳入)<br>1,782 | (歳出)<br>1,811 | 28              | (実質収支)<br>28   | -               | 119           | -                 | -               | -                |        |
| 国民健康保険特別会計(事業<br>助定)     | (歳入)<br>1,366 | (歳出)<br>1,894 | 527             | (実質収支)<br>527  | -               | 105           | -                 | -               | -                |        |
| 国民健康保険特別会計(直<br>営診療施設助定) | (歳入)<br>18    | (歳出)<br>12    | 6               | (実質収支)<br>6    | 7               | 4             | -                 | -               | -                |        |
| 介護保険特別会計(事業助<br>定)       | (歳入)<br>1,164 | (歳出)<br>1,089 | 75              | (実質収支)<br>74   | -               | 150           | -                 | -               | -                |        |

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
2. 法適用企業に係るもの以外のもについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。  
3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

## 3 関係する一部事務組合等の財政状況(\*市町村が負担金を払い、加入する組合等の状況)(百万円, %)

|                        | 歳入<br>(総収益) | 歳出<br>(総費用) | <法適用以外><br>形式収支 | 実質収支*<br>(純損益) | 地方債(企業<br>債)現在高 | 当該団体の負<br>担金割合 | <法適用企業><br>経常収支比率 | <法適用企業><br>不良債務 | <法適用企業><br>累積欠損金 | 備考     |
|------------------------|-------------|-------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-------------------|-----------------|------------------|--------|
| 県市町村議会議員公務災害<br>補償等組合  | 5           | 3           | 2               | 2              | -               | 1.8            | -                 | -               | -                |        |
| 県市町村職員退職手当組合           | 13,864      | 13,765      | 99              | 99             | -               | 1.7            | -                 | -               | -                |        |
| 県市町村非常勤職員公務災<br>害補償等組合 | 74          | 68          | 6               | 6              | -               | 1.7            | -                 | -               | -                |        |
| 県市町村自治会館管理組合           | 280         | 213         | 67              | 67             | -               | -              | -                 | -               | -                | 直接負担金無 |
| 奄美自治会館管理組合             | 14          | 12          | 1               | 1              | -               | 12.3           | -                 | -               | -                |        |
| 奄美群島広域事務組合             | 293         | 280         | 13              | 13             | -               | 8.4            | -                 | -               | -                |        |
| 奄美大島地区介護保険事務<br>組合     | 64          | 59          | 5               | 5              | -               | 14.2           | -                 | -               | -                |        |
| 県離島緊急医療対策組合            | 22          | 18          | 4               | 4              | -               | 1.5            | -                 | -               | -                |        |
| 大島農業共済事務組合             | 139         | 138         | 1               | 1              | -               | 14.3           | -                 | -               | -                |        |
| 大島地区消防組合               | 1,760       | 1,751       | 10              | 10             | 319             | 15.2           | -                 | -               | -                |        |
| 県町村消防補償等組合             | 407         | 405         | 2               | 2              | -               | 1.3            | -                 | -               | -                |        |
| 県市町村交通災害共済組合           | 167         | 162         | 5               | 5              | -               | -              | -                 | -               | -                | 直接負担金無 |

## 4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況(百万円)

|      | 経常損益 | 資本又は<br>正味財産 | 当該団体か<br>らの出資金 | 当該団体か<br>らの補助金 | 当該団体か<br>らの貸付金 | 当該団体からの<br>債務保証に係る<br>債務残高 | 当該団体からの<br>損失補償に係る<br>債務残高 | 備考 |
|------|------|--------------|----------------|----------------|----------------|----------------------------|----------------------------|----|
| 該当なし | -    | -            | -              | -              | -              | -                          | -                          |    |

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。



## 5 財政指数

|          |      |         |      |
|----------|------|---------|------|
| 財政力指数*   | 0.16 | 実質収支比率* | 4.4  |
| 実質公債費比率* | 21.3 | 経常収支比率* | 98.2 |

【用語解説】  
財政力指数: 標準的な税収入の財政需要額(必要経費)に対する割合で財政力を示す。1に近いほど財政的余裕がある。  
実質収支比率: 標準財政規模に対する実質収支額の割合。  
実質公債費比率: 経常的な収入が借金返済に使われる比率。過去3カ年の平均で、翌年度の借入基準の指標となる。  
経常収支比率: 経常的な収入が経常的な支出に使われる比率で、財政構造の弾力性を示す。高いほど財政の硬直化を示す。

### 表から読み取れること

特別会計を合わせると、4  
億円の赤字!

5つの赤字会計!(国民健  
康保険、簡易水道、船舶交  
通、老人保健、巡回診療)

硬直化した財政状況、過度  
に借金に依存しない財政運  
営を!

瀬戸内町の介護予防を考える  
～負担のない安心の  
ネットワークづくりを目指す～

介護予防重視を柱にした介護保険法の改正に伴い、本町にも高齢者の相談窓口として「地域包括支援センター」が設置され、1年が経過しました。各地域で介護予防事業に携わる方々に、取組状況や課題などについて聞いてみました。

改善も多く見られる  
機能訓練事業

**【司会】** 地域包括支援センターが設置されて1年になります。介護予防にどのように取組んでいますか。

**【竹島】** 介護保険法の改正で介護予防が「事業」として位置づけられ、取組みやすくなりました。包括支援センターでは、介護認定を受けていない方を対象に、大きく分けて2つの事業を行っ



竹島良子さん（瀬戸内町地域包括支援センター保健師）

ています。1つは、比較的元気な一般高齢者向け事業で、「でい

うもろ会」や「島唄・島踊り健康づくり教室」のような、住民と一緒に取り組む介護予防事業です。地域の健康づくり推進員さんの協力を得て、「元気な笑顔教室」も開催しています。

また、放っておくと介護認定を受ける可能性の高い特定高齢者向け事業としては、「いつまでも元気な足腰講座」のような機能訓練（筋力向上）事業があります。これは、活動量が少なくなつて、家に閉じこもりがちな高齢者（全人口の5%程度）などに、機能訓練を行い、自宅でも継続してやっていたり、自宅で、運動機能の向上を図るものです。事前・事後の評価をすることになっていますが、実際、歩行が安定するなど改善効果が見られる方も多くいます。

相談やサービス利用  
で介護負担軽減を

**【池田】** 介護予防事業のほかにも、



池田真悟さん（瀬戸内町地域包括支援センター主任ケアマネジャー）

包括支援センターの担う重要な事業の一つに、高齢者の虐待防止・権利擁護事業があります。虐待には、殴る・叩くといった

目に見える身体的な虐待のほか、必要な介護を施さない介護放棄や年金の使い込みなどの経済的な虐待も含まれます。高齢者が高齢者を介護する、いわゆる「老老介護」など、困難な状況もあります。相談したり、サービスを利用したりすることで、介護する方もさわる方も、お互いに負担の軽減につながる場合が多くあります。包括支援センターの存在を町民にも広く知っていただき、利用してもらえたらと思います。

**【司会】** 虐待の通告はどれくらいありますか。

**【池田】** 表面に出ない事例は多くあると思いますが、民生委員やケ

アマネジャーを通じての通告が、年間7件くらいありました。介護疲労から発生した事例や適切なサービスに結びつかないケースが見られました。困ったときは一人で抱え込まないで、気軽に相談していただき、一緒に考えていけたらと思っています。

「転倒予防教室」で  
心も転倒予防

**【司会】** 加計呂麻・請・与路地区での介護予防事業はどのように進めていますか。

**【渡辺】** 加計呂麻地区では、在宅介護支援センターが包括支援センターへ移行しましたが、その存在を住民に知っていただくことが重要だと感じています。「転倒骨折予防教室」などをこれまで6集落で実施してきましたが、利用者にとっては、月1回でも外出し、交流する機会があるこ



渡辺達朗さん（加計呂麻地域包括支援センター主任ケアマネジャー）

とで生活に張りが出るなど、体はもろるん、心の健康、心の転倒予防につながっているという実感があります。一方で、高齢者が50%を超える加計呂麻地区では、元気な高齢者も多いのですが、健康づくり活動をいかに地域で自主的に続けていくかが課題ですね。

健康づくり推進員さんの協力も得ながら、将来は、加計呂麻・請・与路地域の33集落で介護予防活動が展開されることが目標です。今年はモデルケースとして、地域ネットワークづくりに取組む予定ですが、加計呂麻園としても、子供から高齢者まで関わりのある、地域全体の相談窓口となるのが理想ですね。

**【司会】** 「地域ネットワーク」とはどのようなものですか。

**【竹島】** 支援の必要な方を地域で見守っていくためのネットワークです。行政だけで見守り活動を行うのにも限界がありますし、地域の中で見守りを行うことで交流も生まれ、地域が元気になります。また、高齢者も近所の知人が見守りに訪れるのであれば、安心して受け入れることができます。お互いの信頼関係の中で見守り体制を築くことが大

切だと思いません。行政が支援しながら、それぞれの地域の方々がお互いに支え合うネットワークができればと思います。

**同会** 住民ボランティアとしては、介護予防活動や地域ネットワークづくりなどのように関わっていますか。

**重岡** 包括支援センターができたことで、介護予防に関する相談窓口が一本化され、動きやすくなりました。加計呂麻地区にいる8人の健康づくり推進員と協力しながら、平成13年度から「転倒予防教室」や「でい〜うもろ会」などの介護予防教室を実施してきました。

## 老人クラブの自主活動として活発

高齢者が楽しみながら参加できるように、アンケートを実施して何をやりたいかを聞き出し、要望の多かったグラウンドゴルフをすることにしました。今では、30分も前から会場で待機する方もいるなど、みんな夢中になって楽しんでいきます。高齢者にとっては、外に出る機会が提供され、楽しみながら認知症を予防し、ストレスを解消し、自然に健康が維持できる、それが高齢



重岡美津子さん（加計呂麻地区健康づくり推進員）

者の「心のケア」につながっていると 생각합니다。

「でい〜うもろ会」は、健康づくり推進員のみで、現在6集落で実施していますが、西阿室地区では、老人クラブの自主活動として定着しつつあります。→住民でできることは住民で、という思いを一人でも多くの方に持つてもらいたいので、自主活動の輪も広がっていくと思います。

## 待合室も有効活用、新たな交流の場へ

活動を長く続けていく中では、マンネリ化を防ぐために、目先や中味、心の持ち方などを変え、何ができるかを考えています。最近では、伊子茂待合所を有効に活用しています。伊子茂集落には公民館がないので、待合所を利用して毎週火曜日、「女性部の笑顔教室」を開いて、多種、多様な小物づくりやパッチワー

クなど、個々の特技を皆で共有し楽しんでいきます。また観光客や船舶利用者など、全ての方に待合所を開放し、交流の場を提供しています。そこで主婦の方が、これまでやりたかった習い事を始めるきっかけを得たり、見知らぬ観光客との交流を深め、観光振興にも貢献するなど、相乗効果が生まれています。また、これまで交流の場になかなか参加できなかった男性にも参加していただき、ゲーム等で認知症予防や頭の体操に利用してもらいたいと思います。

このように、加計呂麻のような過疎地域では、限られた地域資源を有効に使うことも大切な要素の一つだと思います。また、財政難な状況にあつては、都市



部の郷土出身者（郷友会）の協力を得ることも可能だと思えます。故郷を守る地域住民に感謝する「郷土愛」には強いものがあります。地域住民だけでは困難なことなど、ちよつとした支援には郷土出身者も喜んで参加すると思います。

## 小さな声かけの積み重ねでネットワークを！

**同会** 介護予防の推進のために、今後どのようなことを行っていくか。

**竹島** 地域包括支援センターが高齢者の相談窓口として設置されていますが、相談に来てもらえない人、来れない人をどう見守り、相談や必要なサービスにつなげていくかが重要です。そういう支援が必要な人の掘り起こしのためにも、地域ネットワークづくりが必要です。

先日、在宅福祉アドバイザーや民生委員などの、各地域の見守り支援者とともに、ネットワークづくり研修会を実施しました。例えば、ゴミ出し一つでも、近隣で声をかけ支援してあげる、そんな小さな声かけの積み重ねがネットワークにつながっていくといった話も出されま

した。

**渡辺** 加計呂麻地域には、以前から災害時の対応など、常会で定めたネットワークが存在していましたが、高齢化が進む中で機能しなくなった部分もあります。

**竹島** 小さな集落でも、お互いに誰かが見守っていると思いついでいて、実際は誰も見ていない「隙間」になっている場合もあります。災害時を含め、普段から誰が誰をどのように見守っていくのか、高齢者も安心できるかたちを作っていくしたいと思います。

**重岡** 見守るほうも親切を押しつけず、高齢者も借りを感しない、お互いに負担にならないかたちが望ましいですね。

**竹島** 包括支援センターを十分に活用していただき、住民と一緒に、高齢者が地域で安心して生活できるネットワークを築いていきたいですね。

### 高齢者の相談窓口は

瀬戸内町地域包括支援センター（本島側）

72-1153

加計呂麻地域包括支援センター

73-2062

お気軽にご相談ください。

## 平成20年度瀬戸内町諸税納期限・振替・督促日一覧表

| 税目等                   | 月 別     | 6 月                | 7 月                | 8 月                | 9 月                  | 10月                  | 11月                  |                    |                   |       |       |
|-----------------------|---------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------|-------------------|-------|-------|
| 町 県 民 税               | 納 期     | 翌月10日              | 翌月10日              | 翌月10日              | 翌月10日                | 翌月10日                | 翌月10日                |                    |                   |       |       |
|                       | 納期限     | 7月10日              | 8月11日              | 9月10日              | 10月10日               | 11月10日               | 12月10日               |                    |                   |       |       |
|                       | 督促日     | 7月30日              | 8月29日              | 9月30日              | 10月30日               | 11月28日               | 12月26日               |                    |                   |       |       |
| (特別徴収分)               | 月 別     | 12月                | 1 月                | 2 月                | 3 月                  | 前4月                  | 前5月                  |                    |                   |       |       |
| (事業所関係)               | 納 期     | 翌月10日              | 翌月10日              | 翌月10日              | 翌月10日                | 翌月10日                | 翌月10日                |                    |                   |       |       |
|                       | 納期限     | 1月13日              | 2月10日              | 3月10日              | 4月10日                | 5月11日                | 6月10日                |                    |                   |       |       |
|                       | 督促日     | 1月30日              | 2月27日              | 3月30日              | 4月30日                | 5月29日                | 6月30日                |                    |                   |       |       |
| 税目等                   | 期 別     | 1 期                |                    | 2 期                |                      | 3 期                  |                      | 4 期                |                   |       |       |
| 町 県 民 税               | 納 期     | 6月1日<br>～<br>6月30日 |                    | 8月1日<br>～<br>8月31日 |                      | 10月1日<br>～<br>10月31日 |                      | 1月1日<br>～<br>1月31日 |                   |       |       |
|                       | (普通徴収分) | 納期限・振替日            |                    | 9月1日               |                      | 10月31日               |                      | 2月2日               |                   |       |       |
|                       | (個人関係)  | 督促日                |                    | 9月19日              |                      | 11月20日               |                      | 2月20日              |                   |       |       |
| 固定資産税                 | 納 期     | 4月1日<br>～<br>4月30日 |                    | 7月1日<br>～<br>7月31日 |                      | 12月1日<br>～<br>12月25日 |                      | 2月1日<br>～<br>2月末日  |                   |       |       |
|                       | 納期限・振替日 |                    | 4月30日              |                    | 7月31日                |                      | 12月25日               |                    | 3月2日              |       |       |
|                       | 督促日     |                    | 5月20日              |                    | 8月20日                |                      | 1月13日                |                    | 3月19日             |       |       |
| 軽自動車税                 | 納 期     | 4月1日<br>～<br>4月30日 |                    |                    |                      |                      |                      |                    |                   |       |       |
|                       | 納期限・振替日 |                    | 4月30日              |                    |                      |                      |                      |                    |                   |       |       |
|                       | 督促日     |                    | 5月20日              |                    |                      |                      |                      |                    |                   |       |       |
| 税目等                   | 期 別     | 1 期                | 2 期                | 3 期                | 4 期                  | 5 期                  | 6 期                  | 7 期                | 8 期               |       |       |
| 国民健康保険税<br>後期高齢者医療保険料 | 納 期     | 7月1日<br>～<br>7月31日 | 8月1日<br>～<br>8月31日 | 9月1日<br>～<br>9月30日 | 10月1日<br>～<br>10月31日 | 11月1日<br>～<br>11月30日 | 12月1日<br>～<br>12月25日 | 1月1日<br>～<br>1月31日 | 2月1日<br>～<br>2月末日 |       |       |
|                       | 介護保険料   | 納期限・振替日            |                    | 9月1日               | 9月30日                | 10月31日               | 12月1日                | 12月25日             | 2月2日              | 3月2日  |       |
|                       |         | 督促日                |                    | 8月20日              | 9月19日                | 10月20日               | 11月20日               | 12月19日             | 1月13日             | 2月20日 | 3月19日 |

### 税務課からのお知らせ

『納付は便利で安心な口座振替にしてみませんか!』

### 税務課からのお願い

納期限は必ず守りましょう。!

『納期限を過ぎると期別毎に200円の督促手数料が課せられます。』

納期限及び振替日が土・日・祭日の場合は、翌日に振り替えられます。

## 第21回 ねんりんピック鹿児島2008

### 俳句交流大会作品募集！！

【受付期間】4月1日(火)～5月31日(土) 当日消印有効

「専用募集パンフレットのはがき」(コピー可)もしくは「官製八はがき」に、未発表作品1人2句以内(雑詠)、住所、氏名(ふりがな、俳号の場合は本名を併記)、生年月日、電話番号を明記し、下記送付先へ投句してください。投句料は無料です。

【部門】高齢者の部(60歳以上)、一般参加の部

【表彰】選者特選賞、正賞及び准賞

### 俳句交流大会 10月26日(日)

【会場】出水市音楽ホール(大会会場)

ツル観察センター周辺及び麓武家屋敷群(吟行会場)

【日程】9時～16時30分

【当日句】1人2句以内(囁目) 投句料無料

【記念講演】講師 坊城 俊樹氏((社)日本伝統俳句協会理事)

【表彰】選者特選賞、正賞、准賞、大会会長特賞

【問い合わせ・送付先】ねんりんピック鹿児島2008

出水市実行委員会事務局 0996(63)2111

## 労働契約法が施行されました

労働契約法が平成20年3月1日から施行されました。労働契約法は、労働契約における労働者と使用者の合意の原則や基本的事項を法律で定めることにより、労働者の保護を図り、個別の労働関係の安定に資することを目的としています。その主な内容は、

**労働契約の成立や変更においては、労働者と使用者の対等の立場での合意が必要であること**

**解雇や懲戒などにおける権利濫用は無効であること**

**有期労働契約においても、契約期間中はやむを得ない事由がある場合でなければ解雇できないこと**

などです。これらの労働契約ルールを踏まえることで、個別の労働者及び使用者の労働関係が良好なものとなるようにしましょう。

【問い合わせ先】鹿児島労働局監督課

099(223)8277



広報紙への広告掲載は、役場企画課(72-1112)までご連絡ください！

## 2008年 奄美シーカヤックマラソン

### IN 加計呂麻大会 出場者募集!

今年も「熱い夏の始まり」を告げるシーカヤックマラソン大会が「紺碧の海に 吹け!感動の風!!」をテーマに6月29日(日)大島海峡をフィールドとして開催されます。フルマラソン(36km)・ハーフマラソン(20km)・駅伝コース(4人1組36km)に個人・ファミリー・カップル・仲間(職場・学校)等で挑戦してみませんか?

また、当日大湊緑地公園では、若者によるライブやフリーマーケット、後夜祭(ライブ等)や屋台村が開村しますのでシーカヤックと共に楽しみ下さい。詳しくは、町ホームページ若しくは瀬戸内町役場内奄美シーカヤックマラソンin加計呂麻大会事務局までお問い合わせ下さい。

参加申込 締切日 **5月14日(水) 必着!**

【問い合わせ先】瀬戸内町役場 商水観光課内

『奄美シーカヤックマラソン IN 加計呂麻大会事務局』

TEL0997-72-1111 FAX0997-72-1120

<http://www.amami-setouchi.org>

e-mail:seakayak@amami-setouchi.org



これらの期間の保険料は、10年以内であれば古い期間から順に納付していただけます(追納)。2年以上経過後に追納する場合は、猶予されていた時の保険料に一定の加算額が加わりますのでご注意ください。申請は、在学証明書、又は学生証の写、印鑑を持参し、住所登録をしている市区町村役場等の国民年金担当窓口で行ってください。

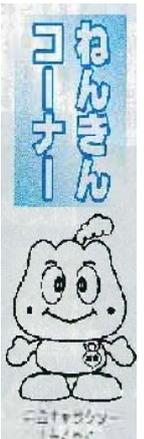
なお、平成19年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、引き続き平成20年度も在学予定の方に、学生納付特例申請書(ハガキ)が社会保険庁から送付されてきますので、必要事項をご記入の上、返送してください。

## 学生のみなさんは

### 学生納付特例の申請を!

20歳になったら国民年金の被保険者となります。学生で収入が無く納付できないという方は、在学中の保険料納付を猶予することができ、「学生納付特例制度」をご利用ください。大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、及び各種学校に在学する20歳の方で、本人の前年所得が一定額以下の方が対象です。

申請して承認を受けると、特例期間中に障害や死亡といった不測の事態が発生した場合、傷害基礎年金や遺族基礎年金の対象となります。学生納付特例を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。



ねんりんピック  
2008



### 国民年金事業で長官表彰

「収納率10%アップが評価」  
2月14日、国民年金事業推進に貢献した優良市町村として、社会保険庁長官表彰の伝達式が、町長室で行われました。  
伝達に訪れた宮崎尚久鹿児島社会保険事務局長は、「住民への親切・ていねいな説明を通して、全国でも類を見ない国民年金保険料の収納率10%向上を達成するなど、的確な国民年金事業への事務処理協力が評価されました」と謝意を伝えました。



優良市町村「表彰状」

### ポスター・標語で最優秀賞

「赤土等流出防止」

ハブ咬傷予防対策」

2月15日、奄美地域赤土等流出防止対策協議会及びハブ対策推進協議会が募集していたポスターと標語の最優秀賞及び学校賞の表彰式が、瀬戸内事務所で行われました。  
町内からもそれぞれの部門に多数出品され、審査の結果、赤土等流出防止ポスター・小学校



最優秀賞受賞者、左から石原尚大君、常深宗君、常深かおりさん

### 「母べえ」上映会に300人

「活動本格化する山田会」

2月16日、奄美加計呂麻山田会主催による「母べえ」上映会が、古仁屋小学校体育館で行われました。「母べえ」は、山田洋次監督の最新作で、戦争に翻弄されながらも、時代を生き抜いた強く優しい母親と家族の絆を切なく美しく描いた作品で、ベルリン国際映画祭コンペティション部門にも出品されました。

会場には、町内外から高齢者や家族連れなど、およそ300人が観覧に訪れ、吉永小百合さん演じる母べえに見入り、戦争の時代に思いを馳せていました。  
山田会では、今後も監督来町に合わせて、上映会を開催する予定です。



「母べえ」に見入る観客

### 学習成果を展示・発表

「19年度公民館講座閉講式」

2月17日、平成19年度公民館講座の合同閉講式が行われました。今年度は33講座に801人、自主グループ28講座に566人が学びました。各講座の創作品が学習室に展示されたほか、ホールでは舞台発表があり、受講生たちは1年間の学習成果をいきいきと披露していました。



学習室での作品展示



ホールでの舞台発表

### 黒砂糖づくりに挑戦！

「ひぎやわらへも初体験」

2月23日、「ひぎやわらへ」子どもたち19人が、野見山製糖工場で黒砂糖づくりを体験しました。子どもたちは、さとうきびの収穫から運搬、製糖まで一連の過程を体験、500キロのさとうきびからおよそ50キロの黒砂糖をつくりました。

低学年から高学年に至るまで、ほとんどが初めての経験でしたが、それぞれの作業に一生懸命取り組み、できあがる直前のガンダタをなめたり、パンに付けて食べたりして、思い思いにできたての味を楽しんでいました。



ガンダタを味見する子どもたち

## チームカラーを發揮!

「職域対抗駅伝競争大会」

2月24日、清水運動公園で第19回職域対抗駅伝競走大会が行われ、オープン参加を含め、17チーム、85人の選手が健脚を競いました。

競技は、清水運動公園を周回する5区、8670mで行われ、選手たちは晴天の下、思い思いのメッセージを込めた装いにゼッケンを付け、チームごとに事前に申告した予想記録を目指して、全員が完走し、職場内や事業所間の交流と連携を深めていました。

協議の結果、消防組合が33分01秒で、3年ぶり5回目の



それぞれの思いを乗せて

優勝を飾りました。また、オープンで参加した小・中学生チームも、10代新記録が続出するなど、快走を見せていました。

### 【結果】

- ・優勝（瀬戸内町消防組合）  
タイム 33分01秒86
- ・2位（奄美養魚A）  
タイム 33分28秒17
- ・3位（瀬戸内事務所A）  
タイム 34分54秒48



しっかりと業務をPR



優勝した消防組合チーム

## マグロでレシピコンテスト

「地元食材でいよしの食を」

クロマグロの内臓やきび酢など、地元の食材、調味料を活かした「いよしの食探しレシピコンテスト」が、2月24日、せとうち物産館で行われました。もつと愛して加計呂麻地域塾（池田啓一塾長）が主催する第3回目となるコンテストには、町内外から24人、27作品の応募があり、書類審査を通過した6人が腕を競いました。

審査は、見た目や味のほか、調理のしやすさや商品化の可能性など5項目にわたって行われ、いずれも創作意欲に満ち、甲乙つけがたい作品でしたが、審査の結果、林京子さんの「マグロの内臓の味噌ころがし」がグランプリを獲得しました。



厳正に審査が行われました

【受賞者（敬称略）】  
グランプリ 林京子「マグロの内臓の味噌ころがし」  
加計呂麻地域塾長賞 富澤弘文「スートン（酢鮓）」  
町長賞 織地歩「マグロのばてないぞう唐揚げ（にんにくソース編）」

入選 宝納一樹、原田あゆみ、盛悠治



<グランプリ>（林京子さん）  
「マグロの内臓の味噌ころがし」



加計呂麻地域塾長賞「スートン（酢鮓）」（上）と町長賞「マグロのばてないぞう唐揚げ」（下）

## 奄美版ご当地検定スタート

「瀬戸内でも31人が挑戦」

3月2日、奄美の「宝」である自然や歴史、文化について学び、観光の活性化につなげる目的で、第1回奄美大島検定が、奄美市と瀬戸内町で行われました。奄美大島体験受入協議会の主催で行われた検定は、事前研修やテキスト「奄美まるごとハンドブック」などの内容を中心とする50問の択一式で行われ、133人が受験しました。本町中央公民館でも31人が受験し、真剣に問題と向き合っていました。採点の結果、ほとんどの受験者が問題の7割以上を正解し、マスターの認定を受けました。今後は、グランドマスター試験も行われる予定です。

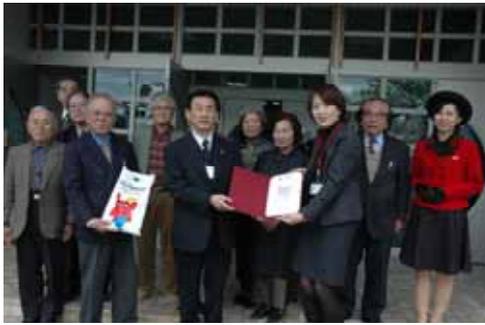


試験問題に真剣に向き合う受験生

「ねんりんピック」を盛り上げて

「PRキャラバン隊が来町」

「ねんりんびつく鹿児島2008」の開催に先立ち、大会への参加、協力をお願いするため、3月5日、PRキャラバン隊が役場を訪れ、実行委員長（知事）のメッセージを伝達しました。



知事からのメッセージを伝達

ふるさと回帰で地域活性化を！

「まちづくり講演会」

3月9日、中央公民館で「ふるさと回帰運動と地域活性化を考える」をテーマに、まちづくり講演会が開催されました。



多数が聴講したまちづくり講演会

10月25日から4日間行われる「ねんりんピック」には、全国から高齢者など、1万人が25種目の交流競技に参加する見込みで、奄美でも26日に奄美文化センターで「民謡交流大会」が開催されます。事務局の南田聖子さんは、老人クラブ役員などの地域推進員を前に「若い方にも参加を呼びかけ、大会を盛り上げ、奄美を全国に発信してください」と話していました。

講演の中で、高橋公・NPO法人ふるさと回帰・支援センター常務理事は、全国での成功事例の紹介を交えながら「4割のふるさと回帰希望者のいる団塊世代の心をどう掴むが重要。奄美だからできることをしっかりアピールして欲しい。移住者の新しい価値観を受入れる姿勢や行政と住民との合意形成も必要」などと提言しました。会場には、集落代表者や定住促進活動の関係者など120人が参加し、熱心に耳を傾けていました。

編集後記

「ばしふいっくびいなす」の乗船客の一人に身障者の方がいて、オプショナルツアーへの参加はことごとく断られ、「何もできない」とあきらめかけていたところ、ダメもとで水中観光船に頼んでみたら快諾、タクシーも町内観光に応じてくれた、とか。当人曰く「お陰で素晴らしい観光ができた。ブログでは是非、瀬戸内町のことを宣伝したい」。そんな「いい話」も聞こえてきた。入港に合わせて敷設した水道管から、水200トンを船内へ補給したのも関係者を喜ばせた。また、出港時、司会と船長(?)とのマイクでの感謝の掛け合いは、見る者の感動をさらに「増幅」させた。「瀬戸内町万歳！」「ゆつくり急いで！夕日が見えるかも」。満足度、感動度は確実に高まっている。地図上でも確認が難しい太平洋上の島「奄美」。しかし、そこには美しい自然にも劣らない、心からの「もてなし」があった。そんな温かい「もてなし」こそ海洋の島々をクルーズする一つの魅力？

昨今の世界周遊ブームや、海の駅オープンと同時に、相次いだクルーズ客船の来港は、そんな「海洋の時代」を感じさせてくれた。ギリシャ、ローマ、大英帝国・文明繁栄の中心は地球を西に周り、アメリカを経て、今やアジア・太平洋（ばしふいっく）の時代。いつしか「海の駅」も、ガラパゴスやハワイ、シンガポールなど、太平洋の世界遺産と観光地の島々を巡る「環太平洋・島嶼クルーズ？」に欠かせない寄港地の一つに「そんな「期待」と「自信」を抱かせてくれた「ばしふいっくびいなす（太平洋の女神）」の来訪でした。果たして、次はどんなステージが待っているのでしょうか。

戸籍の窓



「お誕生・ご結婚・お悔やみ」は2月に届出のあった分のうち、希望者のみを掲載しています。

お誕生おめでとう

| 名前    | 保護者 | 住所  |
|-------|-----|-----|
| 数原 悠  | 求次  | 清水  |
| 元 奏   | 嘉次  | 古仁屋 |
| 川崎 良徳 | 健児  | 嘉徳  |

ご結婚おめでとう

| 名前    | 本籍  |
|-------|-----|
| 平 貴秀  | 瀬相  |
| 川畑 幸子 | 大阪府 |
| 柳谷 昌臣 | 俵   |
| 清 洋香  | 古仁屋 |
| 茂 隆一郎 | 西古見 |
| 重山 真里 | 奄美市 |
| 久原 和也 | 諸鈍  |
| 竹下しのぶ | 奄美市 |

お悔やみ申し上げます

| 氏名    | 年齢 | 本籍  |
|-------|----|-----|
| 徳永 富弘 | 80 | 諸鈍  |
| 長岡 泰三 | 77 | 西阿室 |
| 元 源三  | 85 | 篠川  |
| 森 ヒロエ | 83 | 古仁屋 |
| 岡野 静男 | 81 | 油井  |
| 屋田 勇  | 64 | 奄美市 |
| 川端 清光 | 79 | 古仁屋 |

香典返し（社協へ）

（遺族）（故人）（住所）  
 讃良 義市 末子 西古見

水のトラブルすぐに解決！

水漏れトラブル（蛇口・水道管・トイレの水漏れ）  
 詰まりのトラブル（トイレ・台所・風呂・洗面の詰まり）  
 その他（排水管内視鏡カメラ調査、高圧洗浄・貯水槽清掃・ハウスクリーニング）

（有）瀬戸内ビルシステム 代表取締役 重村 太三  
 瀬久井 72-1228  
 080-1540-3614

広報せとうち（ ）

一般寄附（社協へ）  
 （氏名）  
 M・A  
 合計 金639円也  
 瀬久井 （住所）

広報紙郵送料  
 （氏名）  
 福沢やよい 一万円  
 東京都 （住所）